政令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百三十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令

内閣は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日は、次の表の上欄に掲げる種類の選挙であって同表の中欄に掲げる区域において行われるものについて、それぞれ同表の下欄に定める日とする。

種類	区域	特例選挙期日
市町村の議会の議員又は長の選挙	福島県のうち 南会津郡のうち檜枝岐村	平成二十三年五月二十九日
	茨城県のうち 水戸市	平成二十三年六月十九日
	福島県のうち 伊達郡のうち国見町	平成二十三年六月二十六日
	福島県のうち 耶麻郡のうち磐梯町及び猪苗代町　河沼郡のうち会津坂下町及び柳津町　大沼郡のうち昭和村	平成二十三年七月十日
	福島県のうち 白河市	平成二十三年七月三十一日
	福島県のうち 福島市	平成二十三年八月七日
	福島県のうち 会津若松市	平成二十三年八月二十八日
	岩手県のうち 盛岡市	
	福島県のうち 西白河郡のうち西郷村	

平成二十三年九月四日

福島県のうち　郡山市　須賀川市　岩瀬郡のうち鏡石町

総務大臣　片山　善博

内閣総理大臣　菅　直人

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百四十号

東日本大震災の被災者等に係る登記事項証明書等の交付についての手数料の特例に関する政令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法第百二十条第三項及び第百二十一条第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（東日本大震災の被災者等が被災建物に係る登記事項証明書等を取得する場合の手数料の免除）

第一条　次に掲げる者（以下この条において「被災者等」という。）が、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被害を受けた建物（以下この条において「被災建物」という。）若しくはその敷地である土地又は被災建物に代わるものとして新築若しくは取得をした建物（以下この条において「被災代替建物」という。）若しくはその敷地である土地の登記事項証明書につき、この政令の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に、法務省令で定めるところにより交付の請求（登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）第三条第一項の請求を除く。以下この項において同じ。）をする場合には、登記手数料令第二条第一項の規定にかかわらず、その交付についての手数料を納めることを要しない。ただし、被災代替建物及びその敷地である土地の登記事項証明書の交付の請求については、当該期間内において、かつ、被災者等が被災代替建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人となった日から一年以内に請求する場合に限る。

一　東日本大震災によりその所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けた者であることにつき、当該建物の所在地の市町村（特別区を含む。第三号において同じ。）の長から証明を受けた者

二　前号の証明を受けた後に死亡した者の相続人

三　第一号の証明を受ける前に死亡した者の相続人であって、東日本大震災により当該死亡した者の所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けたことにつき当該建物の所在地の市町村の長から証明を受けたもの

2　被災者等が、被災建物若しくはその敷地である土地又は被災代替建物若しくはその敷地である土地に係る地図、建物所在図又は地図に準ずる図面（以下この項において「地図等」という。）の全部又は一部の写し（地図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この項において同じ。）につき、この政令の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間に、法務省令で定めるところにより交付の請求（登記手数料令第三条第二項の請求を除く。以下この項において同じ。）をする場合には、登記手数料令第二条第三項の規定にかかわらず、その交付についての手数料を納めることを要しない。ただし、被災代替建物及びその敷地である土地に係る地図等の全部又は一部の写しの交付の請求については、当該期間内において、かつ、被災者等が被災代替建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人となった日から一年以内に請求する場合に限る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。